

林業改革課	
木材産業課	木材加工推進室

を

木材増産推進課	
木材産業課	
木材利用推進課	

に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(地域防災監駐在所)

第8条の2 地域における防災対策等を推進するため、次の表に掲げる各地域に地域防災監駐在所を置く。

地域名	駐在所位置
中央東地域	南国市
中央西地域	吾川郡いの町

(危機管理・防災課員駐在所)

第8条の3 危機管理・防災課が所掌する事務の一部を行うため、次の表に掲げる各地域に危機管理・防災課員駐在所を置く。

地域名	駐在所位置
安芸地域	安芸市
中央東地域	南国市
中央西地域	吾川郡いの町
須崎地域	須崎市
幡多地域	四万十市

第10条の見出しを「(計画推進課員駐在所)」に改め、同条中「地域づくり支援課が」を「計画推進課が」に、「地域づくり支援課員駐在所」を「計画推進課員駐在所」に改める。

第17条第11号中「公益法人の」を「公益法人の認定及び」に改める。

第18条第8号中「及び子ども手当」を削る。

第23条第5号中「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改め、同条第6号中「及び高知県地

域経済活性化・雇用創出臨時基金」を「高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金及び高知県職員等こころざし特例基金」に改める。

第27条第13号中「工業動態統計調査」を「生産動態統計調査」に改め、同条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条の見出しを「(南海トラフ地震対策課)」に改め、同条中「南海地震対策課」を「南海トラフ地震対策課」に改め、同条第1号中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改め、同条第2号中「高知県南海地震対策推進本部」を「高知県南海トラフ地震対策推進本部」に改める。

第33条の見出しを「(医療政策課)」に改め、同条中「医療政策・医師確保課」を「医療政策課」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「へき地医療、」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)に関すること。

第33条第8号を削り、同条第9号中「免許」を「免許及び歯科衛生士」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、同条第17号中「及び医師確保」を削り、同号を同条第15号とし、同条の次に次の1条を加える。

(医師確保・育成支援課)

第33条の2 医師確保・育成支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医師の確保及び育成支援並びに医療従事者の勤務環境の改善に関すること(医療政策課の主管に属する事項を除く。)

(2) へき地医療に関すること。

(3) 自治医科大学に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、医師確保に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第34条第1号及び第4号中「医療政策・医師確保課」を「医療政策課」に改める。

第40条の2を削る。

第42条第2号中「及び子ども手当」を削る。

第46条第3号中「普及指導」を「普及啓発」に改める。

第52条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地域活性化対策に関すること。

第53条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知家プロモーションの推進に関すること。

第54条の見出しを「(移住促進課)」に改め、同条中「地域づくり支援課」を「移住促進課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「地域づくり」を「移住促進」に改め、同号を同条第2号とする。

第77条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「農地保有合理化」を「農地集積・集約化」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とする。

第80条第20号中「環境保全型畑作振興センター」を「農業担い手育成センター」に改める。

第85条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第86条中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 協働の森づくりに関すること。

(14) 協働の海づくりに関すること。

(15) 協働の森づくり及び協働の海づくりに伴う環境に関する企業等の社会貢献活動に関するこ

と。

第88条の見出しを「（木材増産推進課）」に改め、同条中「林業改革課」を「林業増産推進課」に改め、同条第1号中「安定供給体制」を「安定供給体制（原木の増産を含む。）」に改める。

第89条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条の次に次の1条を加える。
（木材利用推進課）

第89条の2 木材利用推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木材の利用拡大に関すること。
- (2) C L Tの建築及び普及の推進に関すること。
- (3) 木質バイオマスの利用推進に関すること。
- (4) 特用林産物の振興に関すること。

第91条第3号中「協働の森づくり」を「協働の川づくり」に改め、同条第4号中「関すること」を「関すること（林業環境政策課の主管に属する事項を除く。）」に改める。

第94条第11号中「漁業所得補償」を「漁業経営安定対策」に改める。

第105条第1号中「地すべり防止」を「地すべり防止工事」に改め、同条第3号中「がけ崩れ住家防災対策」を「崖崩れ住家防災対策」に改める。

第106条第15号を削り、同条第16号を同条第15号とする。

第127条中「次の課」を「次のとおり課」に改める。

第141条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項第8号を次のように改める。

- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第163条中「及びチーム」を削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 地域相談課
- (3) 児童虐待対応課

第163条第4号を削る。

第164条第2項及び第3項を次のように改める。

2 地域相談課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被虐待児童を除く児童及びその家庭に関する面接、相談、助言、指導及び調査に関すること。
- (2) 児童虐待相談を除く相談に関する受理会議、判定会議及び援助方針会議に関すること。
- (3) 被虐待児童を除く児童の措置に関すること。
- (4) 被虐待児童を除く児童に係る親権喪失の宣告の請求並びに未成年後見人の選任及び解任に関すること。
- (5) 被虐待児童を除く児童及びその家庭に関する身体的、精神医学的及び心理学的な診断及び判定に関すること。

3 児童虐待対応課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被虐待児童及びその家庭に関する面接、相談、助言、指導及び調査に関すること。
- (2) 児童虐待相談に関する受理会議、判定会議及び援助方針会議に関すること。
- (3) 被虐待児童の措置に関すること。
- (4) 被虐待児童に係る親権喪失の宣告の請求並びに未成年後見人の選任及び解任に関すること。
- (5) 児童虐待の出頭要求、立入調査並びに臨検及び搜索並びに面会及び通信の制限に関すること。
- (6) 一時保護所の運営に関すること。
- (7) 被虐待児童及びその家庭に関する身体的、精神医学的及び心理学的な診断及び判定に関すること。

第214条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第215条第1項第3号中「高知県中央東農業振興センター及び」を削り、同条第2項第4号中「高知県安芸農業振興センター」を「高知県安芸農業振興センター、高知県中央東農業振興センター」に改める。

第223条第1項中「設置された高知県立農業大学校」を「設置された高知県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「高知県立農業大学校の長期の」を「農業大学校が行う」に改める。

第224条中「高知県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）」を「農業大学校」に改める。

第225条中「次に掲げる課」を「教育課」に改め、同条各号を削る。

第226条を次のように改める。

第226条 削除

第3章第8節第2款を次のように改める。

第2款 農業担い手育成センター

（設置）

第227条 高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例（平成26年高知県条例第4号）により設置された高知県立農業担い手育成センター（以下「農業担い手育成センター」という。）の位置は、高岡郡四万十町とする。

（所掌事務）

第228条 農業担い手育成センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規就農を希望する者等に対する研修教育に関すること。
- (2) 研修生の就農支援に関すること。
- (3) 農業に関する先進技術の実証展示に関すること。
- (4) ほ場の運営管理に関すること。

第237条中「次の」を「次のとおり」に改める。

第240条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業に係る普及指導及び人材育成に関すること。

第241条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 企画支援課

第242条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 企画支援課の分掌事務は、林業事業体、木材関連企業等への技術支援及び普及指導並びに情報発信及び人材育成に関する事務とする。

第245条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第250条の4第2項及び第253条第8項中「次の」を「次のとおり」に改める。

第255条第1項中「次の」を「次のとおり」に改め、同項の表高知県高知土木事務所項中「プレジャーボート対策班」を削り、同条第2項中「次の」を「次のとおり」に改める。

第256条第10項ただし書中「を含み、高知県安芸土木事務所室戸事務所」にあっては、道路パトロールに関する事務を除く」を「を含む」に改める。

第285条第1項中「産業振興推進部副部長（中山間対策・運輸担当）」を「産業振興推進部副部長（中山間対策担当）」に改める。

第291条第1項中「警察本部警務部企画課長」を「警察本部警務部監察官」に改める。

第301条第2項の表中

医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	---------------------------

を

地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同表専門企画員の項中「従事し」を「従事するとともに」に改め、同表中

地域支援企画員	地域づくり支援課員駐在所に駐在し、産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的事務に従事する。
---------	---

を

地域支援企画員（総括・集落支援担当）	集落活動センターに関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
地域支援企画員	計画推進課員駐在所に駐在し、産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的事務に従事する。

に改め、同表企画監の項、職員健康推進監の項及び危機管理指導監の項中「従事し」を「従事するとともに」に改め、同表中

防災指導監	南海地震その他の防災対策に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	---

を

防災指導監	南海トラフ地震その他の防災対策に関する企画及び指導の事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。

に改め、同表生活安全推進監の項中「従事し」を「従事するとともに」に改め、同表会計支援推進監の項中「従事し」を「従事するとともに」に、「総括するとともに」を「総括するほか」に改め、同表副参事の項、医務主任の項、専門研究員の項、森林土木技査の項、土木技査の項、建築技査の項、会計専門員の項、主任の項、技査の項、専門技術員の項及び主任研究員の項中「従事し」を「従事するとともに」に改める。

第303条第1項の表中

「副部長

」

を

「副部長
地域防災監（危機管理部に限る。）」

に、

「防災指導監」

を

「防災指導監
地域防災企画監」

に、「地域づくり支援課」を「計画推進課」に、「林業改革課」を「木材増産推進課」に改める。

第304条第2項の表中

「副所長」

を

「副所長
課長補佐」

に改め、「児童虐待対応チーム長」を削り、

環境保全型畑作振興センター	所長
---------------	----

を

農業担い手育成センター	所長 次長
-------------	----------

に、「研究企画員」を「林業普及指導員」に改める。

第306条の表中「医療政策・医師確保課」を「医療政策課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

危機管理部南海地震対策課	危機管理部南海トラフ地震対策課
健康政策部医療政策・医師確保課	健康政策部医療政策課
産業振興推進部地域づくり支援課	産業振興推進部計画推進課
林業振興・環境部林業改革課	林業振興・環境部木材増産推進課

3 平成26年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる職に補せられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に勤務を命ぜられている所属において次の表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

中央児童相談所こども支援課のチーフ 中央児童相談所児童虐待対応チームのチーフ	中央児童相談所児童虐待対応課のチーフ
中央児童相談所相談課のチーフ	中央児童相談所地域相談課のチーフ

（高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

4 高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則（平成22年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康政策部医療政策・医師確保課」を「健康政策部医療政策課」に改める。

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表中

防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
-------	----------------------------

を

防災指導監	南海トラフ地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務

に改める。

第3条の3の表中

地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
---------	--

を

地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの

に改める。

第14条第1項の表中

会計管理者	会計管理局次長	主務課長	
-------	---------	------	--

を

会計管理者	会計管理局长	主務課長	会計管理者が指定する一の職員
-------	--------	------	----------------

に改める。

別表第1の3の(3)の項中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改め、同表の3の(9)のウの項中「防災指導監」を「防災指導監、地域防災企画監」に改め、同表の12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に関すること。									財政課長※	1 この事項の決裁は、(18)に定めるところによる。ただし、金額については、1件の契約その他の行為について支出負担行為と併せて行う場合は、その合計額による。 2 7から10までにおいて財政課長に合議した補助金等（負担金、交付金及び補給金を含む。）、貸付金、工事の執行及び委託に係るものについては、財政課長に合議を要しない。
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--

別表第1備考3中「地域産業振興監」を「地域防災監、地域産業振興監」に改め、同表備考5中「防災指導監」を「防災指導監、地域防災企画監」に改め、同表備考11を同表備考12とし、同表備考

考10中「産業振興推進部地域づくり支援課」を「産業振興推進部計画推進課」に、「、地域支援企画員（総括）が」を「当該地域に駐在する同課の地域支援企画員（総括）が、同条に規定する各地域に駐在する同課の地域支援企画員（総括・集落支援担当）に係る3の(4)から(12)のあまでの事項については当該地域に駐在する同課の地域支援企画員（総括・集落支援担当）がそれぞれ」に改め、同備考を同表備考11とし、同表備考9の次に次のように加える。

10 高知県行政組織規則第8条の3に規定する各地域に駐在する危機管理部危機管理・防災課の職員に係る3の(4)から(12)のあまでの事項については、当該地域に駐在する地域防災監又は同課の地域防災企画監が専決するものとする。

別表第2備考2中「総務課長、プロジェクトマネージャー及び」を「当該総務課長、総務課課長補佐及びプロジェクトマネージャー並びに」に、「当該総務課長」を「当該総務課課長補佐」に改め、同表備考3中「プロジェクトマネージャーが」を「当該プロジェクトマネージャーが」に改め、同表備考4、備考5、備考6及び備考7中「専決する」を「それぞれ専決する」に改め、同表備考10及び備考11中「山間試験室長が」を「当該山間試験室長が」に改め、同表備考12を削り、同表備考13を同表備考12とし、同表備考14を同表備考13とし、同表備考15中「委任する」を「それぞれ委任する」に改め、同備考を同表備考14とし、同表備考16中「31、33、35及び37」を「31から33まで及び35から37まで」に、「土佐清水事務所長が」を「土佐清水事務所長がそれぞれ」に改め、同備考を同表備考15とし、同表備考17中「土佐清水事務所長が」を「土佐清水事務所長がそれぞれ」に改め、同備考を同表備考16とし、同表備考18を削る。

別表第3の1の(9)の表9の項中「。以下この項において「法」という。」を削り、「（法）を」（過疎地域自立促進特別措置法）に改め、同表の2の(1)の表1の(1)の項及び1の(2)の項中「において」を「において読み替えて」に改め、同表の2の(2)中「南海地震対策課」を「南海トラフ地震対策課」に改め、同表の2の(2)の表1の項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改め、同表の2の(2)の表2の項中「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に改め、同表の2の(2)の表2の(4)の項中「高知県南海地震対策行動計画」を「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に改め、同表の2の(3)の表7の(1)の項中「指定試験機関に試験事務を行わせること。（法）を「丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任（法第31条第3項及び）」に改め、同表の2の(3)の表8の(3)の項中「指定試験機関に製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に関する事務を行わせること。（法）を「製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任（法第31条第1項及び第2項並びに）」に改め、同表の2の(3)の表9の(6)の項中「指定試験機関に液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行わせること。（法）を「液化石油ガス設備士試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任（法第38条の5第1項及び第2項並びに）」に改め、同表の3の(1)の表4の(1)の項中「委託に関すること。」を「委任」に改め、同表の3の(2)中「医療政策・医師確保課」を「医療政策課」に改め、同表の3の(2)の表1の(11)の項中「(10)」を「(11)」に改め、同項を同表の3の(2)の表1の(12)の項とし、同表の3の(2)の表1の(10)の項中「第30条の4第11項」を「第30条の4第12項」に改め、同項を同表の3の(2)の表1の(11)の項とし、同表の3の(2)の表1の(9)の項を1の(10)の項とし、1の(8)の項を1の(9)の項とし、1の(7)の項の次に次のように加える。

(8) (7)のうち軽微な変更に係るもの			○							
----------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(2)の表11の(3)の項中「准看護師再教育研修」を「准看護師再教育研修」に改

別表第3の10の(4)の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を削り、同表の10の(4)の表8の項中「及び木質資源利用促進事業に関する事務」を「に関する事務」に改め、同表の10の(4)の表8の(2)の項中「及び木質資源利用促進事業」を削り、同表の10の(4)の表中8の項を6の項とし、9の項及び10の項を削り、11の項を7の項とし、同表の10の(8)を同表の10の(9)とし、同表の10の(7)の表1の(1)の項中「制定」を「策定」に改め、同表の10の(7)の表1の(2)の項中「第5条第3項」を「第5条第3項（同条第4項及び条例第26条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同表の10の(7)の表11の(5)の項中「決定（）」を「決定（条例第16条第2項及び）」に改め、同表の10の(7)の表11の(6)の項中「減免（）」を「減免（条例第16条第3項において読み替えて準用する条例第14条並びに）」に、「第10条第1項第3号」を「第10条第1項」に改め、同表の10の(7)を同表の10の(8)とし、同表の10の(6)の表1の(2)の項中「軽易な」を「軽微な」に改め、同表の10の(6)の表2の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表中10の(6)を10の(7)とし、10の(5)を10の(6)とし、10の(4)の次に次のように加える。

(5) 木材利用推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 県産材利用推進事業に関する事務	木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る検査に関すること。							○	林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあつては、高知県中央東林業事	

																		務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）	
2 木質資源利用促進事業に関する事務	(1) 事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。																	○	〃
	(2) (1)の事項以外の木質資源利用促進事業に関すること。																	○	

別表第3の11の(3)の表3の項中「水産動物」を「海面の水産動物」に改め、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 内水面の水産動物の種苗の生産業務に関する事務	生産物の処分に関すること。																		○	
--------------------------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第3の12の(6)の表中5の項及び6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、同表の12の(8)の表7の項を同表の12の(8)の表9の項とし、同表の12の(8)の表6の項の次に次のように加える。

7 高知県立室戸体育館に関する事務	(1) 休館日の変更等（高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）																		○	
	(2) 利用時間の変更（条例第4条第1項ただし書）																		○	
	(3) 使用料に係る加算額																		○	財政課

					る。
イ	1件5,000万円 以上1億円未満の もの	○			”

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第5号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県処務規程の一部改正）

第1条 高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「その理由」を「、その理由」に改める。

第11条第2項中「履歴書」を「、履歴書」に改め、同条第3項中「改姓若しくは改名したとき」を「改姓し、若しくは改名したとき」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第13条中「服務しなければ」を「、服務しなければ」に改める。

第21条、第22条第3号及び第25条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第26条の見出し中「高知県環境保全型畑作振興センター所長」を「高知県立農業担い手育成センター所長」に改め、同条中「高知県環境保全型畑作振興センター所長」を「高知県立農業担い手育成センター所長」に改め、同条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第27条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第2条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事故あるとき」を「事故があるとき」に改める。

別表幹事の項中「危機管理部南海地震対策課長」を「危機管理部南海トラフ地震対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。